

## 2. 地上権について

**Q** 地上権を設定するとはどういうことですか。

**A** 地権者の皆様に土地の所有権を残したまま、国が施設を建設し、安定的に運営利用するため、皆様方の土地を使用することができる権利として「地上権」を設定させていただくものです。

地上権設定に対する補償は、設定期間中土地を使用する権利の対価として、土地価格を基に算出した額(地上権設定対価)を一度に全額お支払いさせていただきます。

地上権設定期間が終了した後、皆様方の土地の原状回復方法等については土地の返還時に双方で協議を行い決定いたします。

地上権設定期間中、国が地上権を第三者に譲渡することはありません。